2024 年度版 広島大学法科大学院学生便覧

法務研修生について

法科大学院を修了した者のうち，司法試験受験のため引き続き本研究科で自学自習を希望
する者に対し，審査の上，法務研修生となることを許可し，法科大学院院生自習室およびロ
ッカー等の利用を認める制度です。
法務研修生になることを希望する場合は，「法務研修生受入許可申請書（別記様式第１号）」
に必要事項を記入の上，所定の期日（別途通知）までに東千田地区支援室へ提出してくださ
い。
なお，法務研修生の受入期間は，修了した年度の翌年度の１１月末までで，当該受入期間
の法務研修料は免除されます。
また，受入期間の延長を希望する者に対し，１年間の延長を認めることがあります。ただ
し，当該延長期間については，年額 20,000 円の法務研修料が必要となります。